

「寝屋川流域防災ボランティア」実施マニュアル

1 目的

大阪府寝屋川水系改修工営所（以下、「事務所」という。）管内で、大規模な災害が発生した場合やその恐れがある場合（以下、「大規模災害が発生した場合等」という。）に、本マニュアルに基づく登録を行った寝屋川流域防災ボランティア（以下、「ボランティア」という。）の協力を得て、事務所が所管する施設（以下、「管理施設」という。）の被害状況を速やかに把握することにより、被害の拡大防止と迅速な復旧活動を図ることを目的とする。

【解説】

本制度は、大規模災害が発生した場合等に、登録いただいた防災ボランティアの協力を得て、事務所が所管する施設の被害状況を早急に把握することを目的とし、報告いただいた情報は、被害の拡大防止や迅速な復旧活動に活用します。

2 登録の届出

- ① 大規模災害が発生した場合等に、自主的に管理施設の緊急点検調査を行おうとする民間建設事業者及び民間建設事業者で構成される団体（以下、「民間建設事業者等」という。）は、寝屋川水系改修工営所長（以下、「事務所長」という。）に登録の届出を行うものとする。

【提出書類（各2部）】

- ・「寝屋川流域防災ボランティア」登録届出書（様式－1）
- ・緊急点検調査計画書（様式－2）
- ・点検対象範囲を示す地図
- ・団体で登録する場合にあっては、団体の規約・構成企業リスト及び団体内の連絡体制

- ② 登録の有効期限は、届出を受理した日にかかわらず、平成30年3月31日までとする。
- ③ 登録の受付は、平成29年3月31日までとする。
- ④ 登録の有効期間中であっても登録内容に変更が生じた場合、又はボランティアを継続することが困難になった場合には、速やかに事務所長に変更又は廃止の届出を行うものとする。

【提出書類（各2部）】

- ・「寝屋川流域防災ボランティア」変更登録届出書（様式－3）
- ・「寝屋川流域防災ボランティア」廃止届出書（様式－4）

【解説】

本制度に賛同いただける民間建設事業者等は、必要書類を揃えて事務所に登録の届出を行って下さい。

今回より、登録時期にかかわらず、有効期限を平成30年3月31日までとしますので、予めご了承下さい。

なお、ボランティアとして、少なくとも1年以上の期間は活動いただくため、登録の受付は、平成29年3月31日までとしていますので、ご注意下さい。

また、登録の有効期間中であっても、ボランティアの継続が不可能になった場合や、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに届出を行って下さい。研修案内時や災害発生時などに事務所から連絡が取れなかった場合は、ボランティアの継続が不可能と判断し、次回の更新ができなくなることがありますので、ご注意下さい。

3 届出の受理及び登録

事務所長は、ボランティア登録の届出をした民間建設事業者等が活動の趣旨を十分に理解し、かつ、届け出た緊急点検調査を円滑に遂行できることを確認した場合に、これを受理し、ボランティアとして登録する。

【解説】

届出いただいた内容を確認し、ボランティア活動が可能と判断できましたら、届出を受理し、ボランティアとして登録します。

登録届出書に不備がある場合や更新に係る要件を満たしていない場合には、届出を受理できません。
なお、届出内容確認の関係上、届出から受理までに2週間程度の時間がかかる場合がありますので、予めご了承ください。

4 緊急点検調査結果の報告

① ボランティアは、事務所管内で以下に定める大規模災害が発生した場合等には、あらかじめ登録した施設の被害状況を自主的に把握し、別に定める方法により、事務所長に速やかに報告するものとする。

なお、点検調査の結果、管理施設に被害がなかった場合も同様とする。

- ・ 震度4以上の地震が発生した場合
- ・ 大雨または洪水警報が発表された場合
- ・ その他、事務所長が点検要請を行った場合

② 緊急点検調査は、点検施設周辺が点検可能な状態になったことを確認後速やかに行うものとするが、点検者の安全を最優先し、点検者が二次災害に巻き込まれることがないよう、自らが責任を持って行うものとする。

【解説】

ボランティアの役割は、あくまで管理施設の被害状況を早急に把握し、事務所に報告いただくことです。震度4以上の地震が発生した場合や大雨・洪水の気象警報が発表された場合には、点検施設周辺の安全を十分に確認した上で、緊急点検調査を実施し、速やかに事務所長へ報告して下さい。

また、管理施設に被害がない場合でも、状況を把握するためには大切な情報ですので、報告をお願いします。

なお、報告は電子メールによるものとし、様式一5に定める方法により、送付して下さい。

5 緊急点検調査結果の活用

事務所は、ボランティアから報告を受けた被害状況を適正に管理し、二次災害防止、応急復旧及び他の関係機関への情報提供等に努めるものとする。

【解説】

ボランティアから報告いただいた緊急点検調査結果は、事務所が行う点検パトロールや他機関への情報提供に活用するとともに、復旧作業に向けた二次災害の防止や復旧方法の検討など、幅広く活用いたします。

6 訓練・研修への参加

ボランティアは、大規模な災害が発生した場合や発生する恐れがある場合に、適切な緊急点検調査を行うことができるよう、事務所が開催する訓練及び研修に参加するものとする。

【解説】

事務所では、風水害訓練（例年6月実施）や地震津波訓練（例年9月・1月実施）、研修を開催しています。緊急点検調査を効果的に行っていただくため、事務所が実施する訓練及び研修に必ず参加して下さい。

7 登録の継続

平成30年4月1日以降も、引き続きボランティアを継続しようとする民間建設事業者等は、平成30年3月16日までに継続の届出を行うものとする。ただし、有効期間中に、以下の①及び②に定める要件を満たすことができなかったボランティアは、緊急点検調査の実施が困難と認められるため、継続の届出を行うことができない。

また、この場合には、平成33年3月31日までは新たな届出を行うことができない。

- ① 登録期間中に、「4 緊急点検調査結果の報告」に定める緊急点検調査結果について、毎年度1回以上の報告がなかったボランティア
- ② 登録期間中に、「6 訓練・研修への参加」に定める訓練又は研修について、毎年度1回以上の参加がなかったボランティア

【解説】

届出の有効期間である平成30年3月31日以降も、引き続き、本制度は継続する予定です。（制度内容等は変更する場合があります）

引き続き、ボランティアに協力いただける場合には、平成30年3月16日までに継続登録の届出を行っ

て下さい。

なお、登録期間中に、上記①及び②の要件を満たすことができなかった場合には、継続の届出ができませんのでご注意ください。この場合には、平成 33 年 3 月 31 日までは新たな届出もできませんのでご注意ください。

また、当事務所で更新要件を満たさなかった場合には、他の土木事務所等の防災ボランティアにも、新たな届出ができませんのでご注意ください。その逆についても同様とします。

※年度途中で登録いただいたボランティアの更新要件については、登録年度の翌年度からを有効期間とみなし、上記①及び②の要件を適用します。

なお、登録年度においても、緊急点検調査結果の報告、訓練・研修への機会があれば、積極的に参加するようお願いします。

8 個人情報の保護

届出書に記載されている個人情報は、大阪府個人情報保護条例に基づき適切に管理し、ボランティアに関わる連絡以外には使用しない。

なお、届出書に記載されている個人情報の提供については、届出者が本人の同意を得ているものとする。

【解説】

届出書に記載された個人情報は、大阪府個人情報保護条例に基づき適切に管理し、本制度以外での利用はいたしません。

なお、届出書に記載する個人情報の提供については、届出者が責任を持って本人の同意を得て記入して下さい。